

今後の予防接種事業について

1 新型コロナウイルス感染症定期予防接種・高齢者インフルエンザ定期予防接種

令和7年10月1日から新型コロナウイルス感染症定期予防接種と高齢者インフルエンザ定期予防接種を開始する。新型コロナウイルス感染症定期予防接種については、都の特別補助事業が終了したため自己負担額を変更する。

内容	新型コロナウイルス感染症定期予防接種	高齢者インフルエンザ定期予防接種
接種対象者	65歳以上の方または60～64歳の身体障害者手帳1級相当の内部障害を有する方	
接種期間・回数	令和7年10月1日～令和8年3月31日の間に1回	令和7年10月1日～令和8年1月31日の間に1回
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上：無料 ・65～74歳、60～64歳の身体障害者手帳1級相当：3,500円（昨年度2,500円） ※上記対象者で生活保護受給者等は無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上：無料 ・65～74歳、60～64歳の身体障害者手帳1級相当：2,500円 ※上記対象者で生活保護受給者等は無料

2 小児インフルエンザワクチン任意予防接種費用一部助成事業の助成対象ワクチン追加

子育て世帯の負担軽減を図るために、令和6年度から実施している小児インフルエンザワクチン任意予防接種費用一部助成事業について、令和7年度からは助成対象ワクチンに経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（フルミスト®点鼻液）を追加する。

内容	インフルエンザHAワクチン	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン
助成開始年度	令和6年度～	令和7年度～
接種方法	皮下注射	鼻腔内に噴霧
助成額	2,000円/回	4,000円
助成対象者	生後6か月～高校3年生相当の区民	2歳～高校3年生相当の区民
助成回数 (接種回数)	生後6か月～12歳：2回 13歳～高校3年生相当：1回	1回
助成対象期間	10月1日～翌年1月31日	

3 帯状疱疹任意予防接種費用一部助成事業の経過措置の終了

令和7年度から帯状疱疹予防接種が定期予防接種化されたことに伴い、帯状疱疹任意予防接種費用一部助成事業は対象者を一部変更して実施している。対象者変更の影響で接種機会を損なわないよう経過措置を設けているが、令和7年9月30日をもって経過措置期間が終了となる。

令和7年度の対象者 (令和8年3月31日まで)

- 接種日時時点で以下の①～④の全てに該当する方
- ①50～64歳の方
 - ②中央区に住民登録がある方
 - ③これまでに公費による帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成を受けたことがない方
 - ④令和7年度の帯状疱疹定期予防接種の対象者でない方

令和6年度の対象者で経過措置該当者 (令和7年9月30日まで)

- 接種日時時点で以下の①～④の全てに該当する方
- ①令和6年度中に本事業を利用して乾燥組換え帯状疱疹ワクチンで1回目接種を受けた方
 - ②乾燥組換え帯状疱疹ワクチンでの2回目接種が完了していない方
 - ③予診票の有効期限内の方（1回目接種から最大6か月間）
 - ④令和7年度の帯状疱疹定期予防接種の対象者でない方

※経過措置は令和7年3月30日・31日に1回目を接種した方が9月30日まで接種可能となり、最後の該当者となる。

4 ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症キャッチアップ接種経過措置の終了

平成25年度から令和3年度までの積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方を対象とするヒトパピローマウイルス(HPV)感染症定期予防接種(キャッチアップ接種)の経過措置(延長)期間が令和8年3月31日をもって終了となる。

(1) 対象者

平成9年度～平成20年度生まれの女性で、令和4年度から令和6年度までに1回以上接種し、3回の接種が完了していない方

(2) キャッチアップ接種期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

経過措置(延長)期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 区民への周知

区のおしらせ、区ホームページ、SNS及びちゅうおう子育てナビアプリを活用して周知する。